

船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

1. 概要

介護予防支援基準等の介護サービスに係る基準については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われています。

今般、令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。）についても改正されたため、あわせて本市の条例を改正しました。

なお、今般の改正において、条例の規定方法を、従来の基準省令引き写しの形式から省令準拠方式へと変更しました。

2. 主な改正内容（地域包括支援センター関連）

<指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング>

利用者の同意及び関係者の合意を得た上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする（少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問する必要あり）

<重要事項の書面掲示の見直し>

運営規定の重要事項について、書面掲示に加えウェブサイトへの掲載の義務化

<身体的拘束等の適正化の推進>

身体的拘束等の原則禁止規定及び記録の義務化

3. 省令準拠方式への変更

今般の改正より、国の基準省令の条文をそのまま引き写して条例を規定する形式（基準省令引き写しの形式）から、「条例で定める基準は、基準省令に定める基準の例による」のような規定とする形式（省令準拠方式）へと変更しました。これにより、本市条例の規定事項については、原則として基準省令の規定によることとなりました。

なお、現に基準省令と内容が相違している現行条例の規定については、引き続き市の独自基準として維持することとし、改正後条例にその旨を規定しました。